

広島市告示第 1 6 4 号

令和 7 年 3 月 3 1 日

広島市市営住宅等条例（平成 9 年広島市条例第 3 5 号）第 5 8 条の規定に基づき，市営住宅等附設駐車場の使用料を別紙のとおり定めます。

広島市長 松 井 一 實

(別紙)

下記市営住宅附設駐車場の使用料について、「広島市市営住宅等附設駐車場使用料決定基準」に基づき、基本使用料を次のとおり決定する。(令和7年4月1日供用開始)

名称	所在地	構造	区画数		区画番号	月額 使用料	激変緩和措置	
							月額 使用料	適用期間
曙住宅 附設駐 車場	東区曙 二丁目	・アス ファ ルト 舗装	普通 区 画	28	1～7, 10～12, 15, 16, 20～27, 29～36	8,800 円	4,400 円	令和7年 5月1日 から 令和10年 4月30日 まで
		・平面	軽 区 画	11	8, 9, 13, 14, 17～ 19, 28, 37～39	7,020 円	3,510 円	
尾長東 住宅附 設駐車 場	東区尾 長東一 丁目	・アス ファ ルト 舗装	普通 区 画	3	11～13	8,800 円	4,400 円	令和7年 5月1日 から 令和10年 4月30日 まで
		・平面	軽 区 画	10	1～10	7,020 円	3,510 円	
尾長第 4アパ ート附 設駐車 場	東区尾 長東一 丁目	・アス ファ ルト 舗装	普通 区 画	3	3, 4, 7	8,800 円	4,400 円	令和7年 5月1日 から 令和10年 4月30日 まで
		・平面	軽 区 画	8	1, 2, 5, 6, 8～11	7,020 円	3,510 円	
尾長第 5アパ ート附 設駐車 場	東区尾 長東一 丁目	・アス ファ ルト 舗装	普通 区 画	6	3～8	8,800 円	4,400 円	令和7年 5月1日 から 令和10年 4月30日 まで
		・平面	軽 区 画	5	1, 2, 9～11	7,020 円	3,510 円	
尾長第 6アパ ート附 設駐車 場	東区尾 長東一 丁目	・アス ファ ルト 舗装	普通 区 画	2	1, 2	8,800 円	4,400 円	令和7年 5月1日 から 令和10年 4月30日 まで
		・平面	軽 区 画	1	3	7,020 円	3,510 円	

名 称	所 在 地	構 造	区画数		区画番号	月 額 使用料	激変緩和措置	
							月 額 使用料	適 用 期 間
尾長第 7アパ ート附 設駐車 場	東区尾 長東一 丁目	・アス ファ ルト 舗装 ・平面	普通 区画	5	7～11	8,800 円	4,400 円	令和7年 5月1日 から 令和10年 4月30日 まで
			軽 区画	7	1～6, 12	7,020 円	3,510 円	
尾長第 8アパ ート附 設駐車 場	東区尾 長東一 丁目	・アス ファ ルト 舗装 ・平面	普通 区画	2	1, 2	8,800 円	4,400 円	令和7年 5月1日 から 令和10年 4月30日 まで
			軽 区画	3	3～5	7,020 円	3,510 円	
尾長第 9アパ ート附 設駐車 場	東区尾 長東一 丁目	・アス ファ ルト 舗装 ・平面	普通 区画	1	7	8,800 円	4,400 円	令和7年 5月1日 から 令和10年 4月30日 まで
			軽 区画	6	1～6	7,020 円	3,510 円	